

8月31日まで青少年健全育成運動

子どもの自立を促そう



児童文化センター
冒険遊び場で

夏の青少年健全育成運動が八月三十一日まで実施されます。今回の目標は「子どもの社会的自立をすすめてよう」です。子どもたちが明るく元気に育つよう、運動を推進しましょう。

今年、次の二点を中心に取り組みましょう。
体験活動で自主性や感性をはぐくもう

青少年にとって、夏はボランティアやスポーツ・文化活動をしたり、地域の伝統行事に参加したりするなど、いろいろな体験ができる絶好の季節です。これらの活動を通して、自主性や豊かな感性を育てましょう。

人とのかかわりから社会を教えよう

さまざまな人と地域で交流し

体験活動に参加することで、子どもたちは多様な人間関係を学んだり、豊かな感情をはぐくんだりします。社会とかがわる中で感じた楽しさや喜びが、青年の「生きる力」へと結び付くよう、社会参加の機会をつくりましょう。

**明るく育てる
標語など募ります**

「前橋の子どもを明るく育てるための標語・絵画」を募集。
サブテーマ「小学生「良いこ

とをすすんでする子になろう」「明るく元気な子どもになろう」「中学生「社会の一員として自覚を持って行動できる人になろう」「非行に走らず健全な生活をしよう」「一般「青少年を健全に育てる明るい家庭をつくろう」「みんなの力で青少年を守り育てる地域をつくろう」規格＝

標語 応募用紙に記入 絵画 四つ切りの画用紙を使用。絵の具は自由。作品に標語などは記入しない。裏面に応募用紙を張り付ける。申し込みは9月6日まで。一、二、五中地区は各中学校へ、それ以外は各地区公民館へ直接
問い合わせは青少年課 231 5138へ。

児童扶養手当の対象者

受けていない人は相談を

次に該当する人で、まだ児童扶養手当を受けていない人は、児童家庭課へご相談ください。対象は満十八歳の3月31日まで（障害のある人は満二十歳未満）で、次の1のいずれかの状況にある児童を養育している母または親族など。父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消した父が死亡した父が重度の障害（国民年金の障害等級一級程度）父の生死が明らかでない父から一年以上遺棄されている父が法令によって引き続き一年以上拘禁されている母が婚姻によらないで妊娠した

受けられない人

母や養育者などがほかの公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給している 所得が基準額を超える 児童が児童福祉施設へ入所している。

なお、偽りや不正な手段によって手当を受けたときは、法令で罰せられることがあります。

児童扶養手当を受給中（支給停止者も含む）の人

八月に現況届を提出してください。該当者には通知しますので、期間内に児童家庭課へ。

問い合わせは同課 890 6277へ。

福祉医療費受給資格者証を更新

使用は有効期間を守って

母子・父子家庭などの「福祉医療費受給資格者証」の有効期限は、七月三十一日までです。八月一日からは七月下旬に郵送する新しい受給者証を使用してください。有効期限は来年七月三十一日までです。

受給者証は、次の四点に注意し、大切に取扱いください。

古い受給者証は、八月一日以降各世帯で責任をもって処分する 医療機関で受診するとき は、医療保険証とともに受給者証も必ず窓口へ提示する。提示

しないと自己負担を支払わなくてはなりません。住所、氏名、加入している医療保険などに変更があったときは、十四日以内に届け出る。ほかの市町村へ転出するときは、国保年金課または城南支所へ受給者証を返却する。

なお、乳幼児の福祉医療費受給資格者証の更新はありません。受給者証に記載されている有効期限まで使用できます。

問い合わせは国保年金課 890 6253へ。